

公的年金からの市県民税の誤徴収について

本市の事務手続きの誤りにより、市県民税の誤徴収が発生しました。

対象者へは、速やかに返還できるよう手続きを進めてまいります。

1. 経緯

市県民税の特別徴収（年金天引き）は、年税額の徴収が完了するまで、偶数月に引き落としが行われます。6月の特別徴収で年税額の徴収が完了した場合は、8月以降の特別徴収が停止されます。

今回、8月以降の特別徴収が停止される該当者には、その通知を6月に送付しておりましたが、事務手続きの誤りにより停止できておらず、8月15日支給の年金から市県民税が徴収されます。

2. 対象者

8月に年金特別徴収を停止する人 1,962人（誤徴収の合計 14,091,700円）

3. 原因

8月分の特別徴収停止のためのデータを年金保険者（日本年金機構など）に送信する際に、職員が誤ったデータを送信したため。

4. 今後の対応

対象者は還付請求の手続きが必要になるため、今後の流れを記載したお詫び文書を送付します。

還付は、年金保険者から市へ入金された後になるため、9月下旬以降になります。

- ・ 8月15日(木) 年金保険者が対象者に年金を支給
- ・ 8月16日(金) 市が対象者にお詫び文書を送付
- ・ 9月下旬 市が対象者に還付請求書を送付（対象者から還付請求後、還付）

5. 再発防止策

今回の事態を厳粛に受け止め、データ送信の際には複数の職員で確認を行うなど、誤りがないよう再発防止に努めます。

担当部署・お問い合わせ先

筑紫野市 市民生活部 税務課 市民税担当 （担当 渡邊）

住所 筑紫野市石崎一丁目1-1 / 電話 092-923-1111（内線 321）

FAX 092-923-1134 / E-Mail zeimu@city.chikushino.fukuoka.jp